あんなかスマイルキッズ！

「広報あんなか」に子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

いつも仲良し！
すくすく大きく育ってね。

土屋（つちや） 恵愛（えま）ちゃん・心来（みら）ちゃん

国民年金からのお知らせ

学生や50歳未満の人は承認を受けると保険料の納付が猶予されます

ー学生納付特例制度ー

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が年金に加入しなければなりません。

20歳以上の学生も国民年金に加入する必要がありますが、所得が一定額以下の学生については、申請して承認を受けることにより、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度は、家族の所得に関係なく、学生本人の所得を基準として審査が行われます（一部の学校はこの制度の対象になりません）。

承認期間は毎年4月～翌年3月までです。学生納付特例制度を申請する人は、学生であることの証明書（学生証など）を持参して本国保年金課・松住民福祉課で手続をしてください。

申請は毎年度必要です。ただし、すでに学生納付特例制度の申請をしていて、翌年度以降も在学見込みの人は、毎年4月に日本年金機構から送付されるはがき形式の申請書を郵送するだけで手続ができます。

ー納付猶予制度ー

50歳未満の第1号被保険者で所得の少ない人には、国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

この制度は、本人および配偶者の所得が一定の基準以下の場合に保険料の納付が猶予されるものです。

承認期間は毎年7月～翌年6月までです。納付猶予制度を申請する人は、本国保年金課・松住民福祉課で手続をしてください。

申請は原則として毎年必要です。ただし、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することもできます。

ー学生納付特例や納付猶予を受けるとー

保険料の納付を猶予されている期間中に万が一事故などで障害を負った場合には、障害年金申請の際、納付要件を満たすことができます。

また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されます（ただし、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です）。

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

令和3年度に新たに対象となる人には、日本年金機構より請求書が郵送されており、受給するためには請求書の提出が必要です。該当する人で、請求していない人は請求書を提出してください。ただし、令和3年度中に、世帯構成などが変更になり、要件を満たすようになった場合には請求書は郵送されませんので、本国保年金課・松住民福祉課または年金事務所で手続してください。

ー対象となる人ー

○老齢基礎年金を受給している人

左記の要件をすべて満たしている必要があります。

・65歳以上

・世帯全員が市町村民税非課税

・年金収入額とその他所得額の合計が881，200円以下

○障害基礎年金・遺族年金を受給している人

左記の要件を満たしている必要があります。

・前年の所得額が（4，721，000円＋扶養親族の数×38万円※）以下

※同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老齢扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

制度などを詳しく知りたい場合は、年金事務所へお問い合わせください。

問合せ▼
高崎年金事務所
（☎027－322－4299）